成年後見制度とは？

成年後見制度とは，認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には，次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
補助	不十分	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	全くない	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに，本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから，その契約の効力が生じます。		

＊援助者には，必要に応じて，複数の人や法人を選任することもあります。

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度についてのご相談は	各市区町村の　地域包括支援センター ＊障害者の方の相談窓口は，市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となりますので，ご注意ください。
法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や最も適切な相談窓口の情報については	日本司法支援センター（法テラス） http://www.houterasu.or.jp / 法的トラブルで困った時には ナビダイヤル 0570-078374 平日9:00~21:00　土曜日9:00~17:00 ＊固定電話であれば，全国どこからでも３分8.5円（税別）で通話することができます。 ＊ＩＰ電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。 ＊ウェブサイトから，電子メールによる問い合わせも受け付けています。
任意後見契約については	日本公証人連合会 TEL 03-3502-8050 http://www.koshonin.gr.jp/ または　全国の公証役場
成年後見の申立てを行うための手続，必要書類，費用等については	裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト） 後見ポータルサイト　検索 http://www.courts.go.jp/koukenp/ 成年後見の申立てを行うための手続に関するご案内や，定型的な申立書とその記入例を提供しています。また，家庭裁判所の所在地や電話番号を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成29年10月　最高裁判所

成年後見制度を利用される方のために

家庭裁判所

手続の流れ

判断能力が十分ではない方が
たとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

1人でするには不安がある。
1人ではできない。

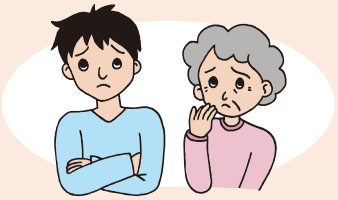

任意後見契約

公正証書によって行います。

公証役場

判断能力が不十分になったとき

申立て

●補助／保佐／後見
の開始の申立て

[申立時に提出していただくもの]

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本

など

詳しくは，家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

●任意後見監督人
選任の申立て

＊申立て後は，裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

調査等

★裁判所から事情をお尋ねすることがあります。

★本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。
（別途費用がかかります。）

審判

監督

※監督の流れ

家庭裁判所

任意後見監督人 → 任意後見人

成年後見監督人など → 成年後見人など

援助

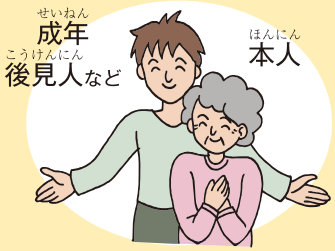

◎身の回りに配慮しながら財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。
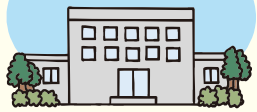
法務局